

栃木県警察犯罪収益解明班の設置及び運用要領の制定について

平成 20 年 11 月 17 日
査定第 3 号

犯罪収益捜査を効果的に推進するための体制及び運用要領を規定したもの。
主な内容として、

- 犯罪収益解明班の体制
- 犯罪収益解明班の任務
- 犯罪収益解明班の運用要領

が規定されている。